

オンラインを活用した委員会の実施について（案）

●実施の目的

新型コロナウイルス感染症については、現在、オミクロン株による感染者が全国的に急増しており、「第6波」の渦中にある。また、近年は豪雨等による大規模な災害等が頻発している状況にある。

このような状況下で、委員の参集が困難となり、委員会が開催できない事態も想定されることから、オンラインを活用した委員会の実施について検討を行うものである。

●総務省からの通知

①新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（令和2年4月30日付けの総務省自治行政局行政課長通知）

委員会条例では、委員会の開催に関し「定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない」と定めているが、「出席」の定義は特になく、従来通り委員会室にいることを基本形式としつつも、非常時はオンラインによる「出席」も可能としている。一方、本会議は地方自治法が定める「出席」の定義に関し、「現に議場にいることと解されている」との見解を示しており、オンラインでの開催はできないものとしている。

②新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて（令和2年7月16日付けの総務省自治行政局行政課長通知）

その中で、オンラインを活用した委員会の基本的な考え方として「委員会についても、団体意思を決定する過程において重要な役割を果たしている点は、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であると考えている。」との見解を示している。

また、「改正については新型コロナ対策に限定しているのか」との質問に対して「改正の形式については、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断していただきたい。」との見解を示している。

●オンライン委員会実施の方向性（事務局案）

- ・原則として開催場所に参集し、やむを得ない場合のみオンライン参加を認める。
- ・現行の機器を利用し、必要最低限の費用でオンラインが可能となる環境を整える。
- ・傍聴、生中継、録画中継についても現行のとおりとする。

●委員会条例の主な改正内容（新旧対照表参照）

（会議の特例） ※新設

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請並びに会議出席者への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。

- (1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難と認める場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンライン会議システムによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

★会議の特例の範囲としては、第 15 条の 2 第 1 項第 2 号において「育児、介護等のやむを得ない事由により」としているが、どこまでをオンラインが活用できる範囲とするのか。
⇒ 先進自治体では、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止」のみとするものから、「出産、育児、介護、疾病、介護等もやむを得ない事由」、「緊急対応が必要な事案が発生」等も対象としているケースもある。なお、飯塚市議会会議規則第 2 条第 1 項（欠席の届出）においては、「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」と規定されている。

★第 15 条の 2 第 2 項において「あらかじめ委員長の許可を得なければならない。」としているが、準備に要する時間を確保するため申し込みの期日を設ける必要がある。

⇒ 運営要綱の第 4 条において「委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、委員会開催日の前日（市の休日に当たるときはその前日）の午後 1 時までに、オンライン出席申請書（別記様式）を委員長に提出しなければならない。」と規定する。

運営要綱の第 2 条第 2 項において「オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。」と規定する。

（秘密会） ※下線部追加

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムによる会議は、秘密会とすることができない。

（公述人の発言） ※第 3 項を追加 第 4 項の下線部追加

第 26 条 1～2(略)

3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人にオンラインにより公聴会に参加させることができる。

4 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させ、若しくはオンラインによる公聴会への接続を解除することができる。

★第 29 条第 3 項において「参考人については、第 26 条、第 27 条及び前条の規定を準用する。」と規定されていることから、オンラインによる参考人の出席が可能となる。

●会議規則の主な改正内容（新旧対照表参照）

（オンライン会議システムを活用した会議） ※新設

第 89 条の 2 飯塚市議会委員会条例（平成 18 年飯塚市条例第 228 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定により委員長の許可を得て、同条第 1 項に規定するオンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第 1 項、第 91 条、第 94 条、第 102 条第 1 項、第 113 条

第 2 項、第 129 条及び第 130 条第 1 項の出席委員とする。【別添参考 1】

2 オンライン会議システムによる会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

★議長が別に定める ⇒ 飯塚市議会オンライン委員会運営要綱にて規定。

(委員長の発言) ※第 2 項を追加

第 112 条 略

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

★委員長がオンライン出席した場合の運営について

⇒ 先進事例では、第 112 条第 2 項を追加せず、「委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することができない。」と要綱に規定している例もある。

本市においては、委員長の横に補助者（議会事務局職員）が付いていることから、正副委員長においては開催場所へ参集する運用が好ましいため、「委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、開催場所への参集に努めるものとする。」と規定。

(投票による表決) ※第 3 項を追加

3 前 2 項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

●オンライン委員会の開催方法

①オンラインによる出席を希望する委員は自宅等にて貸与しているタブレットにより、執行部は委員会室にてモニター等により、委員会を開催する。

②オンライン会議用アプリは「Z o o m」を使用し、事前に事務局より通知された I D 及びパスワードにより入室する。

③資料の通知については、個人用のパソコンやスマートフォン等を活用し閲覧する。

※オンライン委員会の構成イメージについては別添参照、操作マニュアルは作成予定

●オンライン委員会の課題

- ・開催頻度の想定（主として第 15 条の 2 第 1 項第 2 号による委員からの申し出を想定）
- ・ 2 委員会同時開催時の対応（人的対応、経費【別添参考 2】）
- ・懇談会開催時の対応
- ・模擬委員会の実施
- ・委員会資料の閲覧方法（別途 P C 等が必要）

【別添参考1】 飯塚市議会会議規則より抜粋

(定足数に関する措置)

第 89 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

(一括議題)

第 91 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(先決動議の表決順序)

第 94 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(少数意見の留保)

第 102 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるときは、これを少数意見として留保することができる。

(発言時間の制限)

第 113 条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(簡易表決)

第 129 条 委員長は、問題について異議の有無を議会に諮ることができる。委員長は、問題について異議がないときは、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 130 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

【別添参考2】

機器購入等に係る経費

	単価	数量	金額	費目
①キャプチャボード	52,000	2	104,000	備品購入費
②HDMI ケーブル	2,600	2	5,200	消耗品費
③音声ケーブル	2,700	2	5,400	消耗品費
④Zoom プロライセンス	25,000	2	50,000	使用料
計			164,600	